

## 議案第 4 5 号

### 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

### 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和 3 9 年杉並区条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第 1 5 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第 1 1 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第 1 1 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第 1 0 条第 1 項中「第 3 6 条」とあるのは「第 3 6 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 3 1 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 3 1 条第 1 項」と、附則第 1 1 条第 3 項中「第 3 7 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 3 7 条の 9 の 5 まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第 1 1 条の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 3 1 条の 3 第 1 項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 3 1 条

の3第1項」と、附則第12条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第10条、附則第11条、附則第11条の2又は附則第12条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第16条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の5及び第3条の5の2の規定の適用については、附則第3条の5第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の5の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附則に次の1条を加える。

（区民税の税率の特例等）

第17条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第15条の規定の適用については、「前条の規定によつて課する額」とあるのは、「前条の規定によつて課する額に500円を加算した額」とする。

## 附 則

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 4 条第 1 項ただし書の改正規定及び次条第 1 項の規定は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）

第 2 4 条第 1 項の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）について適用し、平成 2 5 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 1 6 条の規定は、平成 2 4 年度以後の年度分の区民税について適用し、平成 2 3 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（提案理由）

区民税の税率の特例を設ける等の必要がある。

## 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民税の申告)</p> <p>第24条 第10条第1号の者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額_____、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条</p>	<p>(区民税の申告)</p> <p>第24条 第10条第1号の者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条</p>

の 2 の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第 11 条第 2 項に規定する者（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～7 略

附 則

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第 15 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、

の 2 の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第 11 条第 2 項に規定する者（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～7 略

附 則

当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第10条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第11条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、附則第11条の2第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第12条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定によ

り適用される場合を含む。 ) 」と、  
「同法第 3 2 条第 1 項」とあるのは  
「租税特別措置法第 3 2 条第 1 項」と  
して、附則第 1 0 条、附則第 1 1 条、  
附則第 1 1 条の 2 又は附則第 1 2 条の  
規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を  
受けようとする年度分の第 2 4 条第 1  
項の規定による申告書（その提出期限  
後において区民税の納税通知書が送達  
される時までに提出されたもの及びそ  
の時までに提出された第 2 5 条第 1 項  
の確定申告書を含む。）に、前項の規  
定の適用を受けようとする旨の記載が  
あるとき（これらの申告書にその記載  
がないことについてやむを得ない理由  
があると区長が認めるときを含む。）  
に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別  
税額控除の適用期間等の特例）

第 1 6 条 所得割の納税義務者が前年分  
の所得税につき震災特例法

第 1 3 条第 1 項の規定の適用を受けた  
場合における附則第 3 条の 5 及び附則  
第 3 条の 5 の 2 の規定の適用について  
は、附則第 3 条の 5 第 1 項中「租税特  
別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別  
税額控除の適用期間の特例）

第 1 6 条 所得割の納税義務者が前年分  
の所得税につき東日本大震災の被災者  
等に係る国税関係法律の臨時特例に関  
する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）

第 1 3 条第 1 項の規定の適用を受けた  
場合における附則第 3 条の 5 及び附則  
第 3 条の 5 の 2 の規定の適用について  
は、附則第 3 条の 5 第 1 項中「租税特  
別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の

2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の5の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の5の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。



2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の5及び第3条の5の2の規定の適用については、附則第3条の5第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の5の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

(区民税の税率の特例等)

第17条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第15条の規定の適用については、「前条の規定によつて課する額」とあるのは、「前条の規定によつて課する額に500円を加算した額」とする。

## 杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続の簡素化</p> <p>公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとする。 （区税条例第 24 条・地方税法第 317 条の 2）</p>	平成 26 年 1 月 1 日	平成 26 年 度分から 適用
	<p>2 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例</p> <p>居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後 7 年（改正前 3 年）を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に延長することとする。 （区税条例附則第 15 条の 2・地方税法附則第 44 条の 2）</p>	公布の日	
	<p>3 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の控除額等の特例</p> <p>東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の区民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とすることとする。 （区税条例附則第 16 条・地方税法附則第 45 条）</p>	公布の日	平成 24 年 度分から 適用

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>4 区民税の税率の特例等</p> <p>東日本大震災からの復興を図ることを目的として平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、区民税の均等割の標準税率について、地方税法の特例が定められたことに伴い、平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分限り、区民税の均等割の税率は、現行の 3,000 円に 500 円を加算した額とすることとする。</p> <p>(区税条例附則第 17 条・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第 2 条)</p>	公布の日	